



速報 ジョウロウ ヨコハマ

憲法理念の実現、平和・人権、地球環境保全のため内外の連帯活動をひろげよう

庶務事務システム拡大の当局説明 給与手当・福利厚生・共通物品などに拡大 ～「庶務事務集中センター（仮称）」を設置し集中処理～

1月10日、庶務事務システム（第2段階）の運用について、当局から市労連への説明会が開催された。現在、本庁舎や区役所で行なわれている出勤、休暇、超勤、出張等に加え、給与手当関係事務、福利厚生関係事務、共通物品関係事務が庶務事務システムで運用されるようになる。本年4月から第1段階が導入予定の資源循環局各事務所、保育所、図書館、土木事務所等は、第1段階と第2段階が同時に導入される。（説明内容は裏面）

自治労横浜は、各職場からの疑問点・不明点等を集約し、説明させていくとともに、職場要求をまとめて当局にぶつけていく。

《説明会での主なやりとり》

Q： 庶務担当のチェックはなくなるのか。

A： なくなります。ただし、整合性のとれないデータ入力はブロックするなど、システム的にチェックします。また、庶務事務集中センター（仮称）から申請者へ確認の問い合わせをする場合もあります。

Q： 共通物品の配送方法は。

A： 各事務所、事業所へ直接配送します。局区の場合、課単位への配送は難しいです。詳細は今後、調整します。

Q： 区役所や各事務所、事業所等も共通物品となるのか。

A： そのように考えています。

Q： 全員が初期設定を入力するのか。

A： いいえ。従来での「届」を提出する場合のみ、庶務事務システムを使っでの入力となります。

Q： 現業職は現場作業に出るが、本人が入力するのか。

A： 「代行」入力を可能にするなど、局区、所属の状況に応じて柔軟に対応できるように設定していきます。

Q： 添付書類はスキャナーで読み取り、データで添付するのか。

A： 庶務事務集中センター（仮称）あてに庁内メールでの送付となります。

Q： 「システム化できない業務」とは。

A： 年末調整や、複写の書式になっている財形貯蓄などです。

Q： 庶務事務集中センターは、どこに設置するのか。

A： IT活用推進課近辺を考えています。

Q： システムの反応が遅いのは改善されるのか。

A： ネットワークとしてどの程度の容量が良いのか、今後調整します。

庶務事務（第２段階）の運用について

2008 年 1 月 10 日当局説明

1 内 容（2008 年 4 月実施）

（１）対象部署

第１段階対象部署（今年４月から運用開始の資源循環局事務所、保育所、図書館、土木事務所等を含む）と同様

企業局（病院、交通、水道）、学校等を除く

（２）対象業務

ア 給与手当関係事務

- ・口座振替の届出
- ・児童手当の申請
- ・住居手当の申請
- ・通勤届の申請
- ・扶養親族（異動）届の申請
- ・年末調整
- ・源泉徴収票の発行（随時）

※ただし、通勤届の申請、年末調整については、2008 年 4 月ではなく、段階的に運用開始を予定

イ 福利厚生関係事務

- ・被服貸与
- ・財形貯蓄（新規）

ウ 共通物品関係事務

（３）主な変更点

ア 中間経由事務の見直し

- ・手当等の申請 庶務担当者へ提出 ⇒ 職員の直接入力

イ 「庶務事務集中センター（仮称）」への集中化

- ・認定業務 各区局で認定 ⇒ センターで認定
- ・システム化できない業務をセンターで集中処理

ウ 共通物品 会計室での受渡 ⇒ 各部署への直接配送

2 今後の予定

2008 年 2 月～3 月	業務変更点の説明・研修
4 月	庶務事務集中センター（仮称）開設
	庶務事務（第２段階）の運用を段階的に開始